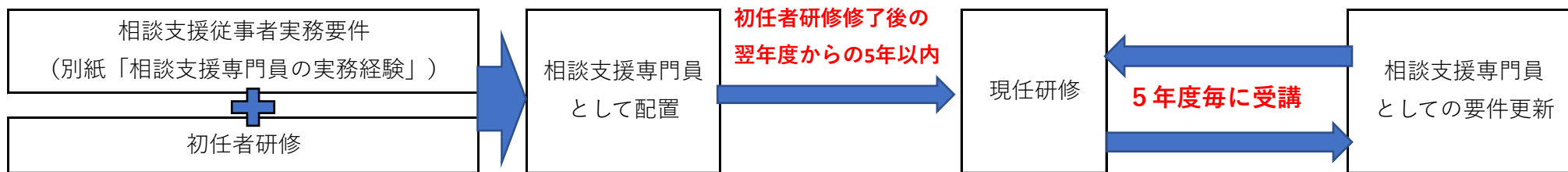


## 障害者相談支援従事者現任研修 受講時期・要件等について

### 【相談支援専門員として働くための要件】



(「初任者研修」…相談支援従事者初任者研修、「現任研修」…相談支援従事者現任研修、「主任研修」…相談支援従事者主任研修)

### 【研修受講時期】

	年度																					
	旧カリキュラム (※1)					新カリキュラム																
初任者研修 修了年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
旧カリキュラム	H26年度	初	H28	H29	H30	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	H27年度		初	H30	H31	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	H28年度			初	H32	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	H29年度				初	H30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	H30年度					初	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	R1年度						初	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
新カリキュラム	R2年度							初	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	R3年度								初	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	R4年度									初	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	R5年度										初	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	R6年度											初	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

### 【令和6年度が現任研修の受講更新期限となる方】

下記①～③の方で、R2年度～R5年度に現任研修または主任研修を修了していない方

①H21年度に初任者研修を修了し、現任研修と主任研修を合わせて2回以上修了された方

②H26年度に初任者研修を修了し、R1年度までに現任研修を修了された方

③R1年度に初任者研修を修了された方

初任者研修修了年度

5年間のどこかで1回目の現任研修を受講できる

5年間のどこかで2回目の現任研修を受講できる

### 【受講要件】

1回目の現任研修 …初任者研修（全日程7日間）を修了しており、**受講日までの過去5年間に2年以上**指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）している者。

2回目以降の現任研修 …指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、**一定の経験（下記①または②）**を有する者。

- ①受講日までの過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ②現に相談支援業務に従事している。

※1 旧カリキュラム受講者が新カリキュラム（令和2年度以降）を初めて受講する際には、上記の受講要件を求めません。

旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間（平成27年度～令和元年度）に、相談支援従事者現任研修、相談支援専門員主任研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者を指します。

（例1）H27年度に初任者研修を修了した者であり、初回の現任研修をR1年度に修了した場合。

初	初回の現任研修受講期間				2回目の現任研修受講期間				2回目の現任研修受講期間				3回目の現任研修受講期間							
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
旧カリキュラム受講期間				初めての 新カリキュラム受講期間 (受講要件なし)				2回目以降の 新カリキュラム (受講要件あり)												

（例2）H27年度に初任者研修を修了した者であり、初回の現任研修をR2年度に修了した場合。

初	初回の現任研修受講期間				2回目の現任研修受講期間				2回目の現任研修受講期間				3回目の現任研修受講期間							
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
旧カリキュラム受講期間				初めての 新カリキュラム受講期間 (受講要件なし)				2回目以降の 新カリキュラム (受講要件あり)												

### ▲注意▲

- ※初任者研修修了後、実際に相談支援業務に従事する機会のない方は、現任研修を受けることができませんのでご注意ください。
- ※現任研修の受講期間（5年度毎）に1回も現任研修を修了しなかった場合、資格は失効します。
- ※資格失効後、相談支援専門員として従事しようとする場合、初任者研修を再度修了する必要があります。
- ※初任者研修修了年度と同じ年度に現任研修を受講した場合は、適切な期間に現任研修を修了したと認められません。

### 【研修の受講に関する問合せ先】

新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室 TEL：025-364-0068